平成２２年（フ）第２９７号
千葉県成田市橋賀台３丁目５番地　23棟306号
債務者　須田美佐子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３０１号
千葉県成田市西三里塚１番地174　グリーンヒルズ成田Ｄ―202
債務者　辻田　　愛
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３０５号
千葉県成田市美郷台２丁目14番地18　プリミエールＡ館201
債務者　草野　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３０９号
千葉県四街道市旭ケ丘５丁目13番７号　田原方
債務者　河野　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３１５号
千葉県白井市大山口２丁目８番１棟503号
債務者　梶原　伸二
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３１７号
千葉県四街道市栗山270番地57
債務者　吉川　浩司
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５９１号
愛知県豊田市本町石根182番地２
債務者　犬飼　律子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７１８号
熊本市小糸山町649番地10
債務者　和齊　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７７０号
熊本県宇土市定府町61番地
債務者　松川　健一
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７８７号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目24番30号
債務者　ＮＩＩＢＯＲＩ　ＪＡＮＮＥＬ　ＭＡＥ　ＢＵＬＡＢＯＮ
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４５号
岩手県宮古市宮町１丁目１番20号、住民票上の住所岩手県宮古市中里団地２番207号　市営住宅
債務者　武田ひかる
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第５４９号
川崎市高津区蟹ケ谷３番地７　蟹ヶ谷槍ヶ崎住宅５―203
債務者　田代　良弘
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５７２号
川崎市宮前区東有馬４丁目18番44号　グリーンハイツウチダ201、前住所川崎市宮前区神木本町２丁目16番７号
債務者　大橋　美子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５１０号
愛知県岡崎市日名南町３番地24　リード岡崎日名南203、従前の住所愛知県岡崎市井田町字３丁目91番地２　ネオシティ岡崎1006
債務者　宮本　秀雄
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
静岡県富士宮市大岩1835番地の３
債務者　佐野香須己
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６４３８号
大阪市浪速区日本橋３丁目４番９―308号
債務者　河島　一之
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部